

分野別計画の改定（R6年度）に係る計画策定方法等の見直しについて（保健医療計画）

令和5年3月16日

広島県健康福祉総務課

1 主旨

令和6年度に局主要施策（健康，医療・介護，地域共生社会分野）に係る分野別計画の一斉改定が予定されている。

改定にあたり，県民及び関係職種の方にとっての“分かりやすさ”を向上し，理解を深めるとともに，3つの視点（複数の計画における重複部分の整理，関連計画の整理及び記載事項の削減，絞り込み）により計画の策定方法等の見直しを行い，改定作業の効率化を図る。

2 見直し内容

(1) がん対策推進計画，循環器病対策推進計画との一体化

○がん対策推進計画及び循環器病対策推進計画は，がんや脳卒中などの5疾病に対する方策の記載を必須とする「保健医療計画」と多くの内容が重複しており，「保健医療計画」に包含し一体的に策定する。なお，両計画は国においても，医療計画と一体的に策定可能であることが明確化されている（令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月閣議決定））。

○「保健医療計画」のがん対策，脳卒中对策，心血管疾患対策の部分を，がん対策推進計画及び循環器病対策推進計画として位置づける。

(2) 医療費適正化計画との一体化

○医療の効率的な提供の推進を施策の1つの柱とする医療費適正化計画は，「保健医療計画」と多くの内容が重複しており，「保健医療計画」に新たに章立てすることにより一体的に策定する。なお，次期計画に係る国の基本方針においても，「保健医療計画」と一体的に策定できることとされる見込みである。

○「保健医療計画」の新たな章立て部分を医療費適正化計画として位置づける。

見直し内容（イメージ）

【現 行】

【改定後】

